

のと里山空港ハッピーバースデイ旅行助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、のと里山空港利用促進同盟会（以下「同盟会」という。）が、能登一羽田便の搭乗者に対し、のと里山空港ハッピーバースデイ旅行助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより能登一羽田便の認知度向上と利用促進を図ることを目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 助成の対象となる者は、能登一羽田定期便に往復搭乗した旅行者で、次の各号を具備する者とする。

(1) 往路搭乗日現在、同盟会を構成する市町の住民及びかほく市、津幡町、内灘町の住民であること

(2) 搭乗者の誕生月内に発着する旅行であること。ただし、到着日が翌月以降となる場合は出発日から起算して29日以内とする

2 次に掲げる者は助成金交付の対象から除くものとする。

(1) 搭乗日現在、満3歳未満の旅行者（座席を確保し小児料金を支払った満3歳未満の小児については対象者とする。）

(2) 同盟会が主催または旅行事業者と提携して実施する旅行の参加者及び他の要綱に基づく同盟会の助成金の交付対象者

(3) 航空運賃の全部または一部に官公庁等の公金が充てられている旅行の参加者――

(4) 小学校、中学校または高等学校の修学旅行の参加者

3 対象者の搭乗機が、やむを得ずのと里山空港以外の空港に着陸した場合についても適用する。

4 欠航等航空会社の都合により、のと里山空港発着の定期便を往路または復路のいずれかを利用できなかった場合は、助成金を半額とする。

(助成金の額)

第3条 同盟会は、助成対象者に対し3,000円を当該年度予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(交付申請書の提出)

第4条 助成金の申請は、助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、復路搭乗日から起算して30日以内に同盟会会長に提出するものとする。

(1) 住所、氏名、生年月日を証明できる書類の写し

(2) 搭乗券の写し又は搭乗証明書の写し

(3) 助成金の支払先口座がわかる書類の写し

(助成金の返還)

第5条 同盟会は、虚偽の内容その他不正な手続きにより助成金を受けたことが判明した場合は、対象家族に対し助成金の全部または一部を返還させるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、同盟会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則年齢

この要綱は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。